

平成28年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計35件（予算議案12件・条例議案10件・一般議案5件・道路議案1件・人事議案7件）

《予算議案》

- 議案第135号 平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第136号 平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第137号 平成28年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第138号 平成28年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第139号 平成28年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第140号 平成28年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第141号 平成28年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第142号 平成28年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第143号 平成28年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第144号 平成28年度さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第145号 平成28年度さいたま市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第146号 平成28年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

《条例議案》

- 議案第147号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 平成28年度における市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の175とするもの。
- 2 平成29年度以後における市議会議員の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の155とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の170とするもの。
- 3 適用
 - ・ 1については平成28年12月1日から適用するもの。

（施行期日） 公布の日（2については、平成29年4月1日）

**議案第 1 4 8 号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について**

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の施行の際現に在職する教育長（以下「旧制度教育長」という。）の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成 2 8 年度における市長等の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 1 0 0 分の 1 6 5 から 1 0 0 分の 1 7 5 とするもの。
 - 2 平成 2 9 年度以後における市長等の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6 月に支給する期末手当の支給割合を 1 0 0 分の 1 5 0 から 1 0 0 分の 1 5 5 とするもの。
 - (2) 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 1 0 0 分の 1 7 5 から 1 0 0 分の 1 7 0 とするもの。
 - 3 平成 2 8 年度における旧制度教育長の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 1 0 0 分の 1 6 5 から 1 0 0 分の 1 7 5 とするもの。
 - 4 平成 2 9 年度以後における旧制度教育長の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6 月に支給する期末手当の支給割合を 1 0 0 分の 1 5 0 から 1 0 0 分の 1 5 5 とするもの。
 - (2) 1 2 月に支給する期末手当の支給割合を 1 0 0 分の 1 7 5 から 1 0 0 分の 1 7 0 とするもの。
 - 5 適用
 - ・ 1 及び 3 については、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から適用するもの。
- (施行期日) 公布の日（2 及び 4 については、平成 2 9 年 4 月 1 日）

**議案第 1 4 9 号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・総務局人事部職員課)

平成 2 8 年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 初任給調整手当の引上げ
 - ・ 初任給調整手当の支給限度額を月額 3 0 万 7, 8 0 0 円から月額 3 0 万 8, 0 0 0 円に引き上げるもの。
- 2 勤勉手当の支給割合の引上げ
 - (1) 平成 2 8 年度における勤勉手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

		1 2月支給分	
		改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	80/100	90/100
	特定管理職員	100/100	110/100
再任用職員	一般職員	37.5/100	42.5/100
	特定管理職員	47.5/100	52.5/100

(2) 平成29年度以後における勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		1 2月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	80/100	85/100	90/100	85/100
	特定管理職員	100/100	105/100	110/100	105/100
再任用職員	一般職員	37.5/100	40/100	42.5/100	40/100
	特定管理職員	47.5/100	50/100	52.5/100	50/100

3 給料表の改定

- ・ 国の給与改定状況に準じ、医療職給料表(1)及び特定任期付職員の給料表の改定を行うもの。

4 特定任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ

(1) 平成28年度における期末手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

	1 2月支給分	
	改正前	改正後
特定任期付職員	157.5/100	167.5/100

(2) 平成29年度以後における期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

	6月支給分		1 2月支給分	
	改正前	改正後	改正前	改正後
特定任期付職員	157.5/100	162.5/100	167.5/100	162.5/100

5 適用

- ・ 1及び3については平成28年4月1日から、2(1)及び4(1)については同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2(2)及び4(2)については、平成29年4月1日)

議案第150号 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

雇用保険法の一部改正及びこれに伴う国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 失業者の退職手当の支給対象の改正

- (1) 条例で引用している「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改めるもの。
- (2) 退職した職員で高年齢被保険者に相当する者に対し、国家公務員に準じ、新たに就業促進手当、移転費及び求職活動支援費に相当する退職手当を支給することとするもの。
- (3) 条例で引用している「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改めるもの。

(施行期日) 平成29年1月1日

議案第151号 さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部いきいき長寿推進課)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 主任介護支援専門員の配置基準の改正
- ・ 省令で定める基準に従い、主任介護支援専門員の配置基準を、主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修を修了した日から5年を超えない期間内にある者を配置するものとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第152号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課)

基準省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している児童福祉法「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第153号 さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部高等看護学院)

さいたま市立高等看護学院の入学検定料、入学金及び授業料の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 入学検定料の改定
 - ・ 入学検定料を「6,000円」から「1万円」に改めるもの。
- 2 入学金の改定
 - (1) 市内生
 - ・ 市内生の入学金を「7,000円」から「8,000円」に改めるもの。
 - (2) 市外生
 - ・ 市外生の入学金を「90,000円」から「100,000円」に改めるもの。
- 3 授業料の改定
 - ・ 授業料を月額「1万3,000円」から「1万5,000円」に改めるもの。
- 4 経過措置
 - ・ 平成29年3月31日に在学する学生に係る授業料の金額は、なお従前の例によるものとするもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

議案第154号 さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課)

医療機能の充実を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 診療科目の追加

- ・ 診療科目に「消化器外科」、「血管外科」、「リハビリテーション科」、「形成外科」、「歯科口腔外科」及び「病理診断科」を加えるもの。

2 規定の整備

- ・ 診療科目のうち「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改めるもの。

(施行期日) 平成29年4月1日(2については、公布の日)

議案第155号 さいたま市空き家等対策協議会条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境総務課)

空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関することを調査審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、「さいたま市空き家等対策協議会」を設置するもの。

2 所掌事務

- ・ 協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議することとするもの。

3 組織

(1) 協議会は、委員20人以内及び市長をもって組織することとするもの。

(2) 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

4 任期

- ・ 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないこととするもの。

5 会長及び副会長

- ・ 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることとするもの。

6 会議

(1) 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。

(2) 協議会は、委員等の総数の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

(3) 協議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとするもの。

7 庶務

- ・ 協議会の庶務は、環境局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第156号 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局市民生活部市民協働推進課)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務に係る規定の見直し
 - ・ 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の市長への事前の提出を不要とするもの。
- 2 規定の整備
 - (1) 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改めるもの。
 - (2) 特定非営利活動促進法第54条第4項を削る改正に伴う規定の整備を行うもの。

(施行期日) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日

《一般議案》

議案第157号 損害賠償の額の決定について

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課)

さいたま市立病院において、入院していた原告が低酸素脳症を発症した後、後遺症が残ったことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 損害賠償額
1億3,985万7,860円

議案第158号 指定管理者の指定について（さいたま市農村広場）

(所管課所・経済局農業政策部見沼グリーンセンター)

さいたま市農村広場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内見沼区大字宮ヶ谷塔765番地
 - (2) 名称 さいたま市農村広場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
 - (2) 名称 株式会社クリーン工房・株式会社芦川産業共同事業体
 - (3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二
- 3 指定する期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第159号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮花の丘農林公苑）

(所管課所・経済局農業政策部見沼グリーンセンター)

さいたま市大宮花の丘農林公苑の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内西区大字西新井124番地
 - (2) 名称 さいたま市大宮花の丘農林公苑
- 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 井原 誠一郎

3 指定する期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第160号 当せん金付証票の発売について

(所管課所・財政局財政部財政課)

平成29年度における当せん金付証票(宝くじ)を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

議案第161号 埼玉県都市競艇組合の規約の変更について

(所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

埼玉県都市競艇組合の規約に地方公営企業法の財務規定等を適用させる規定を追加するため、規約の変更協議をすることについて、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第162号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	3路線	
開発	7路線	計10路線

《人事議案》

議案第163号～議案第169号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。